

# 全日本医学生自治会連合規約

## 第一章 総則

第一条 この連合は、全日本医学生自治会連合（略称、医学連）と称し、本部を東京に置く。

第二条 この連合は、全国民の利益に基づき、医学生の利益を守るために、全医学生の運動を統一し、内外の医学関係、学生団体を始め、他の団体との連携を深め、次の諸項目を実現する事を目的とする。

- 一、全国医学生の交流を促進し、さらに国際交流をはかる。
- 二、医学教育の改善と民主的発展に貢献する。
- 三、学問の自由、大学の自治を守る。
- 四、自主的な学術・文化・スポーツ活動を発展させる。
- 五、医学生の勉学生活条件を改善する。
- 六、国民の健康を守り、日本の医療・医学の発展に貢献する。
- 七、平和と民主主義を擁護する。
- 八、学園から暴力を一掃する。
- 九、統一と団結への妨害を克服し、この連合を絶えず民主的に拡大・強化する。

## 第二章 組織

第三条 この連合は、本規約を承認して、その加入を大会が承認する医学系の学生自治組織をもって構成する。

第四条 この連合は、加盟自治組織すべてが対等・平等に、全国大会に代議員を派遣し、議決する権利を有する。また、各加盟自治組織間の討論と相互批判の自由を保障する。

第五条 一、各加盟自治組織間の機関は、この連合の全国大会の決定に原則として従わなければならない。  
二、各加盟自治組織がその自治組織の正式の手続きで決定した場合には、全国大会の決定に対して行動の保留をすることができる。但し、その場合は、中央執行委員会にその理由を明示しなければならない。

## 第三章 機関

第六条 この連合には、機関として、全国大会、中央執行委員会を置く。

第七条 この連合の機関の会議は、正式構成員の過半数の出席をもって成立し、議長は会議ごとに選出される。正式構成員が、会議に欠席する場合には、議長に委任状を提出することができる。この委任状は出席権を有するが議決にくわわることはできない。

第八条 この連合の機関の会議の議決は、出席した正式構成員の過半数の賛成をもって決定する。

第九条 この連合の最高議決機関は全国大会であり、代議員及び役員からなる。代議員は各加盟単位自治組織二名、大会毎に各加盟単位自治組織より正式に選出される。全国大会の召集は、中央執行委員長が行う。

第十条 定期全国大会の開催は年一回とする。臨時全国大会は次の時、開かなくてはならない。

- 一、中央執行委員長が要求したとき
- 二、三分の一以上の各加盟単位自治組織の要求があったとき

第十一条 全国大会の召集及び議題は遅くとも大会一か月以前に告知せねばならない。ただし臨時全国大会の場合は、その期間を短縮することができる。

第十二条 次の事項は全国大会で決定されねばならない。

- 一、基本方針の決定
- 二、規約の変更
- 三、加盟及び脱退の承認
- 四、役員 の 任命 及び 解任
- 五、会計の予算・決算に関すること
- 六、会計監査の指名

第十三条 この連合の最高執行機関は、中央執行委員会である。中央執行委員会は役員から成り、原則的に二ヶ月に一度以上開かなければならない。

第十四条 中央執行委員会の任務は次の通りである。

- 一、この連合を代表する。
- 二、全国大会の決定にしたがってこの連合のあらゆる運動を統括し執行する。
- 三、会計を管理する。

第十五条 中央執行委員会にこの連合の事務機関として書記局をおく。書記局は必要に応じて各種部門をもうけることができる。

第十六条 書記局は書記長の統括下に活動する。各種部門の部長は中央執行委員会で互選する。書記局員は役員及び加盟自治組織の推薦を受けた者の中から中央執行委員会が選出する。

#### 第四章 役員

第十七条 この連合の役員は次の通りである。

中央執行委員長	一名
副中央執行委員長	二名
書記長	一名
中央執行委員	十一名

第十八条 役員の任務は次の通りである。

- 一、中央執行委員長はこの連合を代表し、議決機関を召集し、中央執行委員会を統括する。
- 二、副中央執行委員長は中央執行委員長を助けて委員長に事故があったときはその任務を代行する。
- 三、書記長は中央執行委員長を助け書記局を統括し、この連合の事務について責任を負う。
- 四、中央執行委員会は、この連合の決議を遂行する。

第十九条 役員は定期全国大会で大会の正式構成員及び加盟自治組織の推薦を受けた者の中から選出し、任期は次の定期全国大会までとする。欠員が生じた場合は中央執行委員会が加盟自治組織の推薦を受けた者の中から選出することができる。但し後任者の任期は前任者の任期の残りの期間である。

#### 第五章 財政

第二十条 この連合の会計年度は定期全国大会の初日に始まり、翌年の定期全国大会の前日をもって終わる。

第二十一条 この連合の財政は、会費、寄付その他の収入をもってあてる。

会費は、加盟自治組織ごとに自治会員一人につき一年間百円を毎回年度内に納入する。

#### 附則

第二十二条 この規約の変更は、全国大会において出席代議員の三分の二以上の多数をもって決定する。

第二十三条 この規約は、採択と同時に効力を発する。

規約施行に関する確認事項

- 一、役員は、全国大会では代議員を兼ねない限り、議決権を持たない。
- 二、この連合の役員であって所属学生自治組織または本人の意志に反して、学籍から除かれた場合は、全国大会で解任もしくは罷免されない限りその地位にとどまることができる。

第二十四条 この規約は平成二十一年三月二十一日の第二十六回全国大会により一部（第七条と第十三条）変更された。